

計算書類に対する注記（法人全体用）

法人名：社会福祉法人 協愛福祉会

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債権等－移動平均法に基づく時価法
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの－決算日の市場価格に基づく時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品－定額法
- ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－職員の退職給付に備えるため、法人の負担する宮崎県民間社会福祉施設共済制度掛金相当額を計上している。

2. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び、宮崎県社会福祉協議会の退職共済制度によっております。

3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）作成

(2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式） 当法人では、社会福祉事業のみ実施しているので作成を省略している。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式） 作成

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式） 当法人では、公益事業を実施していないので作成を省略している。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式） 当法人では、収益事業を実施していないので作成を省略している。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

本部拠点区分	－	本部会計サービス区分
ひがし保育園拠点区分	－	ひがし保育園サービス区分
ひがし児童クラブ拠点区分	－	ひがし児童クラブサービス区分
中央ヴィラこども園拠点区分	－	中央ヴィラこども園サービス区分
風光るゆめの森拠点区分	－	風光るゆめの森サービス区分
ひなたの風保育園拠点区分	－	ひなたの風保育園サービス区分
ひなたの森保育園拠点区分	－	ひなたの森保育園サービス区分
みんなの基地拠点区分	－	みんなの基地サービス区分

令和5年度にみんなの基地サービス区分が新規設立となっている。

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	48,500,000	0	0	48,500,000
建物	1,143,275,999	9,785,000	56,289,406	1,096,771,593
合計	1,191,775,999	9,785,000	56,289,406	1,145,271,593

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

6. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし	0円
計	0円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

該当なし	0円
計	0円

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,440,335,869	343,564,276	1,096,771,593
建物（その他の固定資産）	10,615,808	5,674,635	4,941,173
構築物	58,181,600	20,075,616	38,105,984
車輛運搬具	5,183,938	5,183,935	3
器具及び備品	61,851,066	46,699,676	15,151,390
合計	1,576,168,281	421,198,138	1,154,970,143

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
該当なし	0	0	0
合計	0	0	0

9. 関連当事者との取引の内容

該当なし

10. 重要な偶発債務

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態

を明らかにするために必要な事項

該当なし